

市役所からのお知らせ

介護保険料の年金からの特別徴収(天引き)について

介護保険制度では、65歳以上の方を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の方を第2号被保険者と定めています。

介護保険料は特別徴収されず、市町に直接納める普通徴収となります。

特別徴収(年金からの天引き)対象になる方は、第1号被保険者でその年の4月1日現在の年金額が年額18万円以上の老齢基礎年金などを受けている方です。

また、年度の途中で老齢基礎年金を受けられるようになった方については、特別徴収の開始は翌年度の10月の年金定期支払からとなりますので、それまでの間は、市町へ納めていただくこととなります。

例/平成16年8月に老齢基礎年金が受けられるようになった方
←
平成17年10月の年金定期支払より特別徴収開始

特別徴収されている方は、平成15年度所得の変動に伴い、10月から介護保険料額が変わる場合があります。
年金は、毎年2月・4月・

6月・8月・10月・12月にそれぞれの前月分及び前々月分が支払われます。これに対し介護保険料は、年金定期支払月に当月分と翌月分に相当する額を徴収することとなります。

例/10月の年金定期支払時
←
年金 8月、9月分
介護保険料 10月、11月
相当分を徴収

なお、年金は死亡した日の属する月の分まで支払われますが、介護保険料は死亡した日の属する月の前月までの徴収となります。

したがって、介護保険の第1号被保険者である年金受給者が死亡した時は、その死亡日によっては特別徴収された介護保険料を生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)の方にお返しすることがありますので、還付手続きをしてください。(還付手続きについては、市町の介護保険担当となります)

養父市体育協会が発足 会長に竹之下青史氏

6月9日、旧4町の体育協会の役員により、養父市体育協会規約等が承認され、養父市体育協会が発足。その中で役員選出が行われ、会長に竹之下青史さん(上野)が就任されました。



竹之下青史 会長(上野)

養父市体育協会の役員構成は次のとおりです。(敬称略)

会長=竹之下青史(上野)、副会長=栃本實(八鹿町栄町)、山口紀男(上野)、島垣晃(大屋町加保)、相地巧(関宮)、理事長=池口壽彦(八鹿町川西)、常任理事=小井塚昌男(八鹿町小山)、小松原貴美子(八鹿町浅間)、小野山誠一(伊豆)、日下部徹(十二所)、上垣薫(大屋町蔵垣)、鎌田謙一(大屋町夏梅)、米田光弥(大谷)、太田妙子(大谷)、会計=岡本敦子(八鹿町栄町)、監事=南孝夫(尾崎)、藤岡浩欣(大屋町宮垣)

※旧町体育協会は「体育振興会」と名を換えて今までどおり活動します。

あなたもまちづくりの計画策定に 参加しませんか?

振興計画審議会委員を募集

養父市では、合併協議の段階でまちづくりの方向性を示した「新市まちづくり計画」をより具体化した新しい振興計画の策定を計画しています。この計画の策定に関して検討審議する委員を次のとおり公募します。

◆応募資格/①平成16年4月1日現在の年齢が20歳以上の市民の方②国・県・市議会議員・市職員でない方③昼夜を問わず会議に出席できる方④まちづくりに熱意のある方

◆委員の役割/振興計画の基本構想、基本計画の内容について審議を行っていただきます

◆任期/委員委嘱の日から2年

◆報酬等/市が定める報酬額

◆募集人数/5名程度

◆応募期間/8月23日(月)から9月3日(金)

◆応募・お問い合わせ先/養父市役所政策監理部企画政策課 (TEL 662-7602)